No. 142

あっけし 議会だより

9月定例会号
— 令和8年(2026年)11月 —
◇発行／厚　岸　町　議　会
◇編集／議会広報常任委員会



9月12日のんき村まつりで披露された
片無去戯斬太鼓同好会による太鼓演奏

●第３回定例会
＊決まったことがら……P2～P3
＊**町政を問う ～一般質問～**……P4～P7
●議会の動き……P8

一般質問者

・南　谷　　健 議員
・石　澤　由紀子 議員
・室　﨑　正　之 議員
・竹　田　敏　夫 議員

令和8年 第3回 定 例 会

第３回定例会は、去る９月８日招集され、

４日間の会期で行われました。

決まったことがら

議決

財産の取得
名称及び数量　空調設備機器一式（役場会議室）
取得価格　２６７３万円
契約相手　榊設備工業株式会社

財産の取得
名称及び数量　特別養護老人ホーム心和園寝位式特殊浴槽１台、電動ストレッチャー１台、担架　１台
取得価格　１３６１万８千円
契約相手　株式会社鹿野商会

財産の取得
名称及び数量　トラクター１台
取得価格　１２６５万円
契約相手　株式会社北海道クボタ

財産の取得
名称及び数量　空調設備機器一式（町営牧場事務所）
取得価格　７５９万円
契約相手　太平洋設備株式会社

財産の取得
名称及び数量　全国瞬時警報システム設備一式
取得価格　１４７４万円
契約相手　株式会社西口電機商会

財産の取得
名称及び数量　空調設備機器一式（海事記念館プラネタリウム室）
取得価格　１１８２万５千円
契約相手　太平洋設備株式会社

工事請負契約の変更
（令和７年度国債）太田門静間道路外２改良舗装工事の請負金額を１億４４５万６千円から１億４８８万５千円へ変更することについて可決しました。

令和７年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分
水道事業会計の令和７年度未処分利益剰余金９７９１万５７５７円のうち１０００万円を減債積立金に積み立て、２１００万円を建設改良積立金に積み立て、２９９９万８４４１円を資本金へ組み入れ、残余の３６９１万７３１６円を繰り越すことに決定しました。

条例

町税条例の一部改正
地方税法等の一部改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しや個人町民税、固定資産税など必要な改正について可決しました。

厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正に伴い、市町村から非常災害廃棄物の処理を受けた者が、当該処理を再委託すること及び再受託者が再々委託することができるものとする規定が追加されたことにより、引用項番号の変更の改正について可決しました。

厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部改正
本条例は、条例審査特別委員会に付託し、閉会中に審査することに決定しました。

決算認定

令和７年度厚岸町一般会計、特別会計（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・介護老人保健施設事業）歳入歳出決算の認定及び企業会計（水道・下水道・病院）決算の認定
決算審査特別委員会において付託審査し、本会議においていずれも認定しました。

補正予算

各会計補正予算審査特別委員会において付託審査し、本会議において全会一致で可決しました。

令和８年度厚岸町一般会計補正予算（２回目）
歳入歳出予算の総額に３９６４万１千円を追加し、予算総額を１１１億４８８万５千円としました。

主な内容
職員住宅解体事業７５２万４千円の計上、真竜神社通り防護柵等整備事業１１２８万６千円の計上、厚岸中学校外壁整備事業５７７万５千円の計上。

令和８年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（１回目）
歳入歳出予算の総額に２２３７万５千円を追加し、予算総額を11億２８５７万２千円としました。

令和８年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（１回目）

歳入歳出予算の総額に74万8千円を追加し、予算総額を2億404万7千円としました。

令和8年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）

収益的支出の総額に489万3千円を追加し、予算総額を4億3893万5千円としました。

令和8年度厚岸町下水道事業会計補正予算（1回目）

収益的支出の総額に188万2千円を追加し、予算総額を5億5549万4千円としました。

人事

教育委員会委員の任命に対する同意

池田多佳子氏を任命することに同意しました。

意見書

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

［提出者　竹田敏夫　議員］

本意見書は、全会一致で可決され、衆・参両院議長及び関係行政機関に送付されました。

報告

令和7年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和7年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率についての報告を承認しました。

申出

閉会中の継続調査申出書

総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、広報常任委員会及び議会運営委員会から、次の定例会までの閉会中における継続調査の申し出があり、承認されました。

各委員会の調査事項は次のとおりとなっています。

総務産業常任委員会

(1)総務及び防災に関する事項
(2)財政及び税に関する事項
(3)財産に関する事項
(4)商工・労政及び観光に関する事項
(5)農業、林業、畜産及び水産業に関する事項
(6)土木、建築及び都市計画に関する事項
(7)出納に関する事項
(8)他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生文教常任委員会

(1)国民健康保険に関する事項
(2)介護保険に関する事項
(3)民生及び福祉に関する事項
(4)保健衛生及び生活環境に関する事項
(5)上下水道に関する事項
(6)学校教育、社会教育及び生涯学習に関する事項
(7)その他厚生及び文教に関する事項

広報常任委員会

(1)議会広報誌の編集及び発行に関する事項
(2)動画配信に関する事項
(3)広報の調査及び研究に関する事項

議会運営委員会

(1)議会運営に関する事項
(2)議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項
(3)厚岸町個別計画に係る地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項
(4)議会のペーパーレス化に関する事項
(5)議長の諮問に関する事項
(6)その他本委員会所管に関する事項

各常任委員会の活動状況

【令和8年7月1日から令和8年9月30日まで】

▼総務産業常任委員会

第3回（7月9日）
①令和8年度主な建設事業等
②所管事務調査

第4回（8月31日）
①財政状況
②所管事務調査
③閉会中の継続調査申出書

町内所管事務調査（9月18日）

港町2条通り、防災交流センター、旧消防職員待機宿舎、町営住宅有明団地、床潭末広間道路について現地調査を行いました。

▼厚生文教常任委員会

第3回（7月27日）
①厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画
②令和7年度ヤングケアラー実態調査結果

第4回（8月31日）
①閉会中の継続調査申出書

▼広報常任委員会

第3回（7月17日）
①閉会中の継続調査申出書
②議会だよりNo.141の発行
③町村議会議長会主催広報研修会

議会を傍聴してみませんか

議場で行われている本会議や特別委員会だけでなく、3階委員会室で行われる各常任委員会の会議も原則どなたでも傍聴できますので、気軽にお越しください。

会議日程は、町ホームページの議会のページに掲載しています。定例会については、防災行政無線やＩＰ告知端末でも周知しています。

今後も多くの方々に傍聴していただき、開かれた議会になるように努めてまいります。

「令和９年度の目玉事業は」

重点施策は、①漁業と酪農業の振興。②暮らし、過ごし、働きやすい環境整備。③安全・安心に楽しく遊べる場所づくりの３本の柱に加え、緊急に対応が必要な防災・減災対策、さらにデジタル技術を活用し、町民サービスの向上。

▲動画はこちら



南谷　健議員

問　漁組からの要請事業とその内容は。

答　直売店蓄養施設事業で、国は令和11年に第一市場取り壊し計画、これに関連し令和９年設計、令和10年建設に関する町への支援要請。

防災情報伝達システム導入事業で、昆布・刺網等小型漁船に津波襲来時の防災情報発令を周知する機器の導入に関する町への支援要請。

昆布漁場改良事業等に関する実績

（税込　単位：千円）

年度	①昆布漁場改良事業		②水産多面的機能発揮対策事業			①②の合計	
	事業費	町補助	事業費	国・道補助	町補助	事業費計	町補助計
R７	46,118	6,460	11,965	10,170	1,795	58,083	8,255
R６	41,648	6,460	11,848	10,071	1,777	53,496	8,237
H27	40,468	6,418	9,692	7,270	2,422	50,160	8,840

こんぶ漁場改良事業は従来３、４年サイクルの事業実施でしたが、水揚増を図るべく３年サイクルにする事で事業費が増加するため、町へは、これまでの17％から20％への補助率アップの要請があり、各々の事業について支援に向けた検討を進めます。

問　安全安心に楽しく遊べる場所づくりの内容は。

答　梅香町児童公園整備事業で、鹿柵設置、複合遊具、トイレの改修、築山（つきやま）造成の他、寄附によるザイルクライミングミニ設置等公園の充実を計画、その後港町１号公園を令和10年以降数年で整備したい。



ザイルクライミングミニ

問　デジタル化の充実内容は。

答　町民の行政手続きのオンライン化と生成ＡＩの活用など職員の事務処理のデジタル化について、現在各課へ熟度の高い企画立案を指示しており、デジタル化のさらなる充実を図ります。

問　町長の掲げる町民目線・連携・挑戦の内容は。

答　「町民目線」は、就任以来町民の声に耳を傾け、町民目線を大切に職務にあたっています。具体的取組の一つが、町長が行く！みんなでスマイルトークで、20自治会と対話を重ね、意見や要望を職員と共有し一つ一つ検討しています。

「連携」は、各課の垣根を越える取組で、みらい共創応援団と若者プロジェクトチームを立ち上げました。自ら手を挙げ参画し各課の垣根を越えた総合調整や政策立案が迅速に行われる組織体制への見直しを図っています。また、連携は漁協や農協をはじめ、関係団体、町内で活躍する多様な団体との意見交換や現場の声を直接反映できる仕組みを強固にしたい。

「挑戦」は、町民目線と連携を土台とし、町の未来を切り拓くため、何事にも恐れずスピード感を持って取り組みます。

いつ直る太陽光パネル

問　昨年11月１日の暴風で役場正面駐車場の太陽光パネルは剥がされたままです。早急に修理すべきでは。

答　この施設は令和５年９月稼働、土地は無償貸与で設置費用は会社が持ち、25年間町が電力を購入するものです。現時点では通常の電力会社より安く電力購入しており、庁舎全体使用電力の約20％を発電しています。破損直後から修繕時期などの確認を行っていますが、修繕に至っていません。現在、会社と修繕事業者間で契約済で必要機器の納入次第改修します。



破損している太陽光パネル



石澤由紀子 議員

再生可能エネルギー発電施設の設置について

▲動画はこちら

災害防止や景観保全、将来の放置リスクに備えて、独自条例の制定やガイドライン策定について、近隣自治体の事例等も参考にしながら、町独自条例の制定またはガイドラインの策定に取り組んでいく。

問　全国的にメガソーラー建設に伴う土砂災害リスクや地域住民とのトラブルが増加している。本町での導入状況（件数・規模）、危険区域への設置状況、住民からの苦情相談などはどう把握し、対応しているのか。



太陽光

答　発電出力1メガワット以上の太陽光発電施設は、町内に3施設あり、尾幌地区に2施設、白浜地区に1施設となっている。いずれも土砂災害警戒区域等の危険区域には設置されていない。住民からの苦情や相談については、担当課である環境林務課で対応することとしているほか、自治会からの要望を通じて状況の把握に努めている。

問　災害時の緊急点検、事業者への行政指導、排水や土留設備の確認状況はどうなっているのか。

答　災害発生時等において、設備の損傷や土砂流出、排水施設等に問題が発生した際には、資源エネルギー庁のガイドラインに基づき、事業者が施設設備の確認を行うものとされているが被害が地域住民に及ぶ場合には、町においても現地の現状を確認し、事業者に対して適切な措置を求めていく。

学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について

問　各教科等で使用する教材のうち、学校に備えるべき品目や数量の目安を教材整備指針として示し、それを自治体が整備できるよう所要の地方財政措置を講じているが、本町への財政措置の内容はどのようになっているのか。

答　本町への財政措置については、教材用図書及び備品が普通交付税の基準財政需要額算定基礎として用いられているが、具体的な内容は示されてない。

問　各教育委員会などに負担軽減について、学校向けガイドラインの作成を促しているが、それは現在どのようになっているのか。

答　本町においてガイドラインは作成していない。文科省の通知に基づき、学習活動における使用頻度や必要性を再考するとともに、教材整備指針に沿った学校備品として整備を進め、保護者負担軽減を図っていく。

デジタル教科書について

問　紙の教科書からデジタル教科書への転換は、子どもの学力や健康にどのような影響を与えるのか。

答　文科省が実施した実証研究では、デジタル教科書の使用頻度が高い子どもほど、授業内容の理解や、課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組む学びについて肯定的に回答する傾向が示されている。一方で、思考の深まりや記憶の定着に影響する懸念が専門家から指摘されている。

　また、健康面でも、長時間の使用による視力低下や眼精疲労、姿勢の悪化、睡眠不足などが懸念されていることから、利用にあたっては、厳格なルール作りが不可欠であると考えている。

問　「デジタルが学校の授業時間を支配すべきではない」としたノルウェーのノルトゥン教育相から日本に対して助言があった。ノルウェーは10年前からデジタル教科書を使用し、いわばデジタル教科書の先進国だが今後、紙の教科書をベースにして必要な時にデジタルを活用する方針を打ち出し、深い思考には紙は必要だと言っていたがこの点についての考えを伺う。

答　紙、デジタル双方の利点を生かし、子どもの発達段階や教科の特性に応じた柔軟な使い分けが必要と考える。

保健師の地域訪問、健康相談

町は「健康教育や健康相談事業を進めて行きたい。そのため保健師や管理栄養士が地域訪問や健康相談を行う体制を強化する。」方針を示しました。その具体的内容を質しました。

▲動画はこちら



室﨑正之議員

保健師等の地域訪問

問　町長は町政執行方針の中で「保健師や管理栄養士が地域訪問や健康相談を行うための体制を強化する」と述べた。その具体的内容、実績、今後の展開について説明を求める。

答　この取組の狙いは町民の一人一人が心身共に健康な生活を送ることの出来る町づくりの推進にある。そのため町では地域訪問や健康相談などを実施している。保健師の地域訪問は、対象者の実際の生活の場に赴くことで、窓口相談では把握が難しい健康課題を早期に発見することが出来、適切な支援や関係機関への連携が素早く行われる効果が期待できる。これまでも乳児全戸訪問や保健指導訪問、高齢者宅への訪問を通じ、育児の不安、介護の負担、生活習慣上の問題などを具体的に把握し、健康課題の早期発見や予防に繋げてきた。しかし、感染症流行以降、地域等への訪問は減少している。体制強化の一策として、特定の住民や世帯だけでなく地域課題を把握できる基盤づくりを進める。先ずは町長の行う「スマイルトーク」に保健師や管理栄養士が同行し、地域の皆との顔の見える関係を築き、健康教育や健康相談事業を進めて行きたい。今年は「スマイルトーク」をきっかけに保健師等が7か所の地域を訪問した。



スマイルトークの様子

この後、4か所の訪問を予定している。厚岸町は保健師の地域担当制をとってはいるが、十分機能しているとは言えず、今回のスマイルトーク同行を機に、地域の皆さんと保健師が顔なじみの仲になり、地域に出向くことを通常の保健活動の一つとして定着させたい。健康課題を町民の生の声として把握し、課題解決に向けた訪問や相談、健康教育に繋げて行くべく、より効果的な保健活動のあり方について検討する。

また、一方体制の強化には人材の確保が急務であり、大きな課題となっている。保健師業務の多様化や事務量の増加により、地域へ出向く活動と通常業務や個別支援等とを両立させ、継続していくことは簡単ではない。現在保健師が取り扱っている仕事の内、データの打込みや郵送の準備、補助金の精算等の業務につき、保健師でなくても出来るものは事務職に移管するなど、業務の効率化や役割分担を進め、保健活動の体制を整えていく。

コミュニティナース

問　コミュニティナースは、病院や福祉施設、訪問看護に従事する看護師と異なり、地域の中で住民とパートナーシップを形成しながら、その専門性や知識を活かして活動する医療人材のことで、長期的に地域の住民と関わり、健康的なまちづくりに貢献する。活動は、地域を盛り上げる地域おこしを中心とし、人が集まる場づくりや、そのためのきっかけづくりをして、日常的に住民と接する機会を生む。そして、普段から健康意識を高めるアプローチや、病気の早期発見、医療や福祉、行政機関への橋渡しなどまで行う。コミュニティナースは、地域医療・介護にかかる前の段階を活動領域としている。行政にとっては地域全体の健康度を高めたり、繋がりを強めることで、保健師や専門機関と連携しながら地域医療・介護の負担を減らす意義があるとされる。

また、住民は身近な所に気軽に相談の出来る医療人材がいることにより、安心して地域で暮らす事ができる。早期の導入が望まれる。

答　コミュニティナース事業は、保健師による地域保健活動を補完する有効な取組と捉えている。現在導入方法や時期について検討をしている。

10月末には実際にこの制度を導入している白老町を訪問し、活動内容や住民との関わり方、実施体制など直接確認する視察を計画している。

質問・答弁は要約されています



竹田敏夫議員

雨水管理計画、営農型太陽光について

冠水に関してはハザードマップを活用し取り組みを進めてまいります。また、営農型太陽光は、研究を進めると答弁した。

▲動画はこちら

雨水管理総合計画について

問　国は内水氾濫による浸水想定区域や対策などを定める雨水管理総合計画を作るように全国の自治体に促しているが、厚岸町の取組みについて伺います。



内水氾濫状況

答　国は、局地的な大雨や集中豪雨の激甚化により全国各地で深刻な浸水被害が多発している事態を受け、平成27年5月に水防法等の一部を改正し、ハード・ソフトの両面から水害対策を強化する制度改正を行いました。

その後、平成28年には「雨水管理総合計画策定ガイドライン」が公表され、全国の自治体に対して、内水氾濫による浸水想定区域や具体的な対策を定める「雨水管理総合計画」の策定が促されてきたところであります。

厚岸町においては、現時点では同計画の策定には至っておりませんが、想定を超える大雨による内水氾濫のシミュレーションを進めてまいりました。

具体的には、厚岸町の下水道事業計画区域を対象とし、想定最大規模の降雨である「1時間あたり130ミリ」の大雨を前提とし、内水氾濫を想定した「内水ハザードマップ」を作成いたしました。

この内水ハザードマップについては、令和8年8月広報誌と同時に、厚岸町水道広報誌「すいげん」に折り込みし、各戸へ配布したところであります。

これにより、下水道整備区域内における、浸水被害のリスクが大きい地域ごとの危険度を、視覚的に分かりやすく可視化することができました。

「雨水管理総合計画」の策定については、地域要件として潮位の影響に対する外水も考慮した条件や地形的な要因、財源確保、下水道事業計画見直しなどの整理が必要であり、計画策定は難しい課題と考えています。

今後の進め方につきましては、今回策定した内水ハザードマップによる浸水想定区域図のデータを基に、地域ごとの課題整理を行い災害に対する予防対策を進めてまいります。

営農型太陽光発電の規制強化について

問　町の考え方について伺います。

答　営農型太陽光発電は、「農地法」の一時転用許可を受けたうえで、農地に支柱を立てて太陽光パネルを設置し、下部の農地において、営農を継続しながら発電を行う事業であります。

この事業は、適切に実施されれば、農業収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の改善につながる取組として期待されるものであります。

しかしながら、不適切な事業展開がされている事例が全国的に発生していることから、国では、適切な運用がされるよう、「農地法」に加え、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に関連する省令等の改正・見直しを進めているところであります。

今回の改正案の概要によりますと、国では、営農型太陽光発電のあるべき姿として、発電設備の設置基準や営農に関する要件をより厳格化する方向で、規制の強化を検討しております。

町といたしましては、農地活用の一つの方法ととらえており、この改正省令等を含めた国の動向を注視するとともに、今後、関係機関と連携のうえ、研究を進めてまいりたいと考えております。



太陽光パネル営農型

質問・答弁は要約されています

北海道町村議会広報研修会

北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会が、8月18日に札幌市で開催され、2名の広報常任委員会委員が参加しました。

北海道各地から議会広報担当議員や議会事務局担当者が参加し、講演会や各地の議会だよりを参考に研修が行われました。

厚岸町議会だよりも少しずつでも変化を加え、より多くの皆様にご覧いただける紙面にしてまいります。





議会の動き（各議員の出席状況）

7月18日から10月16日まで

会議種類	開催日・期間	会議名称	開催日数	議員氏名（議席順）												
				竹田 敏夫	室﨑 正之	佐藤 淳一	金子 勇	音喜多政東	中川 孝之	南谷 健	石澤由紀子	桂川 実	堀 守	杉田 尚美	金橋 康裕	大野 利春
本会議	9月8日～11日	第3回 定例会	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3
			遅参						1							
			早退			2										
委員会等	7月27日	第5回 議員協議会	1	欠	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○
	7月27日	第3回 厚生文教常任委員会	1	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	○	○
	8月31日	第6回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○
	8月31日	第4回 厚生文教常任委員会	1	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	○	○
	8月31日	第4回 総務産業常任委員会	1	○	—	○	早	—	○	—	—	○	欠	欠	—	○
	9月 4日	第6回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○
	9月18日	総務産業常任委員会所管事務調査	1	早	—	○	○	—	○	—	—	○	○	○	—	○
	9月30日	第7回 議会運営委員会	1	欠	遅	○	○	○	○	○	○	○	○	遅	○	○
	9月30日	第7回 議員協議会	1	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10月14日	厚生文教常任委員会所管事務調査	1	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	○	○
	10月14日	第5回 厚生文教常任委員会	1	—	○	—	—	○	—	○	○	—	—	—	○	○
	10月15日	第8回 議会運営委員会	1	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10月16日	第4回 広報常任委員会	1	—	欠	—	○	—	○	—	○	—	欠	—	○	○

欠：欠席　遅：遅参　早：早退　公：別公務により欠席　ー：所属していない委員会の場合

ロビーでも議会のようすが

議会の開会中は、役場庁舎1階ロビー（町民ホール）に備えつけのテレビで審議の様子が放映されています。

議会の開会中に役場にお越しの際はご覧ください。

『声の議会だより』を発行しています

希望者に議会だよりを朗読・録音したカセットテープ及びCDの貸出をいたします。

お気軽のお申し付けください。

●詳細は、**町役場内議会事務局**まで

TEL52−3131（内線301）